明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令（総務五九）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一五五）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一二〇～一一三九）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通四五三～四五五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四五六～四五八）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同四五九）　六
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の一部を改正する告示（同四六〇）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一四）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一三〇）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委六七）　七

〔国会事項〕
内閣　八

〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項　八
登録実施機関の登録事項の変更について（北海道運輸局、関東同）　八

〔公　告〕
諸事項　九
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他

省令

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の三第四項の規定に基づき、電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月六日

総務大臣　松本　剛明

電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令

電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（施工中となる準備の完了） **第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。 一　建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認（同法第十八条第三項の規定による適合の通知を含む。） 二　建築基準法第五十五条第四項第一号若しくは第二号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項又は第五十九条の二第一項の規定による特定行政庁の許可 ［三　略］	（施工中となる準備の完了） **第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。 一　建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認（同法第十八条第三項の規定による適合の通知を含む。） 二　建築基準法第五十五条第三項第一号若しくは第二号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項又は第五十九条の二第一項の規定による特定行政庁の許可 ［三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。